

令和 5 年 1 1 月 9 日
スポーツ庁競技スポーツ課

スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞の
改定案に関するパブリックコメント（意見公募手続）の
結果について

「スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞の改定案」について、令和 5 年 8 月 9 日から令和 5 年 8 月 1 8 日までの期間、電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォーム・電子メール・郵便を通じて、広く国民の皆様から御意見の募集を行いましたところ、合計 44 件の御意見をいただきました。

今回御意見をお寄せいただきました多くの方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

いただいた主な意見の概要及びそれに対するスポーツ庁の考え方は別紙のとおりです。なお、とりまとめの都合上、内容により適宜集約させていただいております。貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

(別 紙)

「スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞改定案」に対するパブリック・コメントの結果概要

【実施期間】 令和 5 年 8 月 9 日 ～ 令和 5 年 8 月 18 日 (10 日間)

【意見総数】 44 件、20 団体・個人 (NF : 4、NF 以外 : 2、統括団体 : 1、個人 : 2、有識者 : 4、匿名 7)

【意見内訳】 (件)

前文	原則 1	原則 2	原則 3	原則 4	原則 5	原則 6	原則 7	原則 8	原則 9	原則 10	原則 11	原則 12	原則 13	巻末	全般	原則の 新設	一般 向け
2	2	10	6	1	5	0	3	0	2	1	2	0	0	2	5	2	1

No.	どの原則に 対する意見か	主な意見の概要	スポーツ庁の考え方	件数
1	前文 P. 2	「ガバナンスコード策定以前の状況として」は追記すべきでなく新旧対照表から削除すべき。コードを策定後は完全に解消されたと誤解を与える表現であり、コードにのっとりた運営を継続的に行っていく努力の上になりたっているという現実を無視したものである。	前後の文章を、今回のガバナンスコード改定の時制と合うように記載を修正したことを踏まえ、時制をそろえるための表現としたものです。 「2. NFのガバナンス確保に向けた仕組みについて」において、依然として一部のNFで不祥事案が発生しており、適正性の確保に対する社会的要請は高く、主体的にガバナンス確保に取り組む必要がある旨記載しております。 そのため、原案のとおりとさせていただきます。	1

No.	どの原則に 対する意見か	主な意見の概要	スポーツ庁の考え方	件数
2	前文 P. 4	前文 1. (4)のうち、NFの役割について、「スポーツ団体のうち、NFは国内において特定のスポーツを統括して広範な役割を担い、そのスポーツに関わる人々の拠りどころとなる団体である」としているが、「スポーツ団体のうち、NFは国内において特定のスポーツを統括するとともにクリーンでフェアなスポーツ環境を守り育むことを含め広範な役割を担い、そのスポーツに関わる人々の拠りどころとなる団体である」と修正・追記することを提案する。	「クリーンでフェアなスポーツ環境を守り育む」こともNFの広範な役割の一部であると解されるため、原案のとおりとさせていただきます。	1
3	原則 1 P. 14～	原則 1 には人材の育成について記載があるが、特に事務職員について、そもそも頭数が不足している競技団体も見受けられるため、優秀な人材の育成のみならず、職員数が確保できるような対策を希望する。	スポーツ庁では、組織基盤強化に取り組むNFに対して、取組を実施するためのイニシャルコストを支援する事業を令和 4 年度から実施しております。 このような事業を活用していただくなどにより、各NFにおいて職員数の確保に努めていただきたいと考えております。	2
4	原則 2 P. 17～	原則 2 では、理事に期待される知識・経験・能力の観点及び各理事の選任の観点を公表することが望まれるとしており、恣意的な理事選任を防ぐとともに、自身に求められている能力について理事が認識できるようになると考えられるので、この改定自体には賛成である。他方で、このような対応は、小規模競技団体には困難な面があり、理事候補者としても、求められる能力の高さを理由に理事就任を躊躇しかねず、小規模競技団体に対する支援や、理事になろうとする元競技者等に対する教育等の支援が、いっそう必要であると考えます。	頂いた御意見については、今後の施策を遂行する上で参考にさせていただきます。 なお、理事は、その団体の意思決定を行う者として大きな責務を負うものであり、団体の規模を問わず、その点について十分に理解された上で就任いただく必要があるものと考えております。	1

No.	どの原則に 対する意見か	主な意見の概要	スポーツ庁の考え方	件数
5	原則 2 P. 17～	・ 今回の改訂が「骨抜き」にならない様、各団体からの自己説明を充実させて頂きたい。 ・ 「形式的」な審査では判らない項目については詳細なヒアリング（確認）が必要と考える。 ・ 助成金額や会員数毎に必要な審査基準を定める等によりきめ細かい対応が可能になると考える。UK等他国の優れている点積極的に導入願いたい。 ・ 特にパラスポーツ団体については、審査基準を杓子定規に適用することにより、取組の意欲を削がない様な配慮が必要と考える。 ・ 法律、税務、会計等の専門家を頼れる体制整備（例えば、各統括団体で共通のシェアードサービス提供機能を具備するなど）が理想であるが、体制整備に係る費用についても何かしらの公的な支援があると有り難い。	頂いた御意見については、統括団体が行う適合性審査の中で対応するとともに、今後の施策を遂行する上で参考にさせていただきます。また、小規模な競技団体への配慮の仕方については、「スポーツ政策の推進に関する円卓会議」において検討することとしております。	1

No.	どの原則に 対する意見か	主な意見の概要	スポーツ庁の考え方	件数
6	原則 2 P. 17～	原則 2 の女性理事に関する内容について、多くのNFは、地域推薦理事のほとんどが男性である事を女性理事増加の難しさとして挙げているが、「地方推薦理事の推薦手続の改正、見直し等」という言葉を盛り込む事で、地域推薦枠も聖域ではない事を示すべきである。 記載は、「両性の理事の割合を40パーセント以上とする」とし、女性数値目標は理事全体だけでなく、執行理事や評議員会/総会にも設定すべきである。 理事の年齢制限については、国際的には年齢差別として撤廃される流れがある。イギリスでは、年齢制限は法律違反でありガバナンスコードにも記載がない。IFでも撤廃の動きがある。この点については議論が必要と考える。	協会によって理事の選任方法は異なることから、御指摘の理事の地方推薦に関する記載は本コードには馴染まないと考えますので、原案のとおりとさせていただきます。 女性理事の目標設定に関する記載については、我が国が平成29年に署名した「ブライトン・プラス・ヘルシンキ2014宣言」や令和2年に閣議決定した「第5次男女共同参画基本計画」の記載を参考に、意思決定の地位における女性の割合に関する目標設定が必要であると考え記載しておりますので、原案のとおりとさせていただきます。 理事の年齢制限については、組織の新陳代謝を図る観点からは、理事の再任回数の制限のみでは不十分であり、理事の就任時の年齢に制限を設けることが必要と考えますので、原案のとおりとさせていただきます。	2
7	原則 2 P. 17 原則 5 P. 32, 33	原則 2 のNFの業務・役割にドーピング問題に対する教育、研修の必要性を明示することは重要。 また、原則 5 に、以下の記述を追加することを提案する。 「・ドーピング問題については、日本アンチ・ドーピング規程、関連する国際基準、2021Code/教育に関する国際基準の履行に向けた戦略計画において要請されるNFの追加的役割及び責務に留意することが求められる。」	アンチ・ドーピングについては、より広義である「インテグリティの確保」に包含されること、原則 5 はコンプライアンス教育全般の実施に当たっての留意点等を記載しており、アンチドーピングに関する記載をすることは馴染まないと考えますので、原案のとおりとさせていただきます。 ただし、参考となる資料を周知するため、「4. 関係団体の取組に関するリンク集」において、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構HPの加盟団体向けページのリンクを記載させていただきます。	1

No.	どの原則に 対する意見か	主な意見の概要	スポーツ庁の考え方	件数
8	原則 2 P. 21	原則 2【補足説明】（１）のうち、「ア）当該団体と下記の緊密な関係がある者」の第 3 項目（新旧対照表 p26 の 4 行目）の「・当該団体の役員又は幹部職員の親族（４親等以内）である」について、末尾に「（婚姻の届出をしていないが事実上、婚姻と同様の関係にあるものを含む）」と補足すべき。	家族の在り方については様々な考え方があり、その証明手段についても統一的なものがないため、個々の事情を勘案して判断されるものと考えております。 そのため、原案のとおりとさせていただきます。	1
9	原則 2 P. 21	外部理事についての注釈を削除することで、「純粋な外部」であることを求めているものと理解するが、中小の NF にとっては、外部理事に対して役員報酬を支払うだけの財源がなく、外部有識者がボランティアベースで関わりたいと思うほど魅力的でもなく、ボランティアベースでお願いすることでコミットメントが低下するおそれもある。 人材バンクの設立など、JOC・JSP0・JPSA の支援がなければ、ボランティア外部理事を確保することは非常に難しく、この改正は、中小の NF の首をきつく締めることになるを考える。ただし、本意見は、外部理事の一定割合の確保そのものに反対する趣旨ではない。	頂いた御意見については、今後の施策を遂行する上で参考にさせていただきます。	1

No.	どの原則に 対する意見か	主な意見の概要	スポーツ庁の考え方	件数
10	原則 2 原則 3 原則 4 原則 5 P. 21等	「役職者」及び「役職員」の定義の明確化とNF向けガバナンスコードに「役員等」以外の構成員へのガバナンス・コンプライアンス対応も含めるべきと考える。 また、NF向けガバナンスコードにおいても、ボランティアを基本とした専門委員長及び委員そして常勤の有給事務職員等の構成員の組織運営における位置づけと義務等を明確化が必要と考える。	原則 2 の補足説明にある「役職者」は、「役員又は幹部職員」と改めることといたします。「役職員」は役員（理事及び監事）とそれ以外の職員をさしております。 原則 3 において、NFに対し、NF及び役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程、その他組織運営に必要な規程を整備することを求めており、役職員の役割はこれらの規程の中で明確にされるものと考えておりますので、原案のとおりとさせていただきます。	2
11	原則 2 P. 23	原則 2 の「例えば、8 年間理事を務めた後に再任にあたっては必ずしも任期2期分を空けることを求めるものではないが、そのように再任した場合、理事の新陳代謝を図る趣旨を踏まえると、最初の就任から通算して10年を超えて在任することは想定されない。」の記載について、任期と空白期間の考え方について不明瞭な点がある。上記の例で、通算して10年が経った後、1期分の空白期間を開ければ、任期の通算カウントは0になるということか？ また、別の例として、1 期 2 年のケースで任期 6 年後に 1 期の空白期間を空け、その後、2 年間の再任後に再度 1 期の空白期間を経た場合には、任期のカウントは0に戻るのか？ つまり空白期間も通算してよいのかなど不明瞭な点がある。	通算して10年が経過した場合、少なくとも任期 2 期分の経過期間が求められるため、経過期間が 1 期分の場合には任期の通算カウントは0にならないと考えられます。 また、任期 6 年（3 期）後に 1 期の空白期間を空け、その後、2 年間（1 期）の再任後に再度 1 期の空白期間を経た場合でも、経過期間は通算されず、任期のカウントは0に戻らないものと考えられます。 しかしながら、想定されるすべてのケースを本コードで記載することはできず、個別のケースについては、統括団体において、理事の新陳代謝が図られているか、十分な説明がなされているか等の観点を踏まえ審査されるものと考えております。	1

No.	どの原則に 対する意見か	主な意見の概要	スポーツ庁の考え方	件数
12	原則 3 P. 17～	外部理事の就任時の年齢制限については、「対象外とすることが考えられる。」となっているが、外部理事で、特にガバナンスやコンプライアンスに関する専門的な知見を有する弁護士、医科学者や企業経営者についても再任制限の「対象外とする（代表理事、業務執行理事を除く）。」ことを検討して欲しい。	ガバナンスやコンプライアンスに関する専門的な知見を有する外部理事についても、長期間在任することによるリスクは他の外部理事と同様であるため、原案のとおりとさせていただきます。	1
13	原則 3 P. 26	原則 3「スポーツ事故防止に向けた安全管理規程等が挙げられる。」の加筆部分について、「スポーツ事故防止に向けた安全管理規程等が挙げられる。スポーツ事故に関しては、事故発生時に備えた保険加入等の手続も整備していくことが望まれる。」というように事故発生時の備えにも触れておくことを提案する。	御意見を踏まえ、「スポーツ事故防止及び事故発生時の対応に関する安全管理規程等」に修正させていただきます。	1
14	原則 3 P. 25	IOCが、IF及びNOCにアスリート保護の専門家であるSafeguarding Officerを設置すること、アスリートの保護に関する規程を整備することを推奨していることを踏まえ、原則3で整備することが定められている規程のほか「(5) スポーツ・インテグリティに関する規程を整備すること。」を追加してはどうか。	原則 3は組織運営に必要な規程に関するものであり、アスリートの保護に関する体制の整備についての記載が馴染まないこと、また、原則 5においてアスリートの保護を含むコンプライアンス教育を実施することが既に定められていることから、原案のとおりとさせていただきます。	1

No.	どの原則に 対する意見か	主な意見の概要	スポーツ庁の考え方	件数
15	原則 3 P. 26 原則 5 P. 32	原則 3、原則 5 にはいずれも「スポーツ事故防止に向けた安全管理」の文言があるが、「スポーツ事故防止に向けた安全管理及びアスリートの健康保持」と改めるべきである。	原則 3 の「スポーツ事故防止に向けた安全管理規程」の追記は、法人の業務に関する規程の例として挙げたものであり、「アスリートの健康保持」は、業務に関する規程としては馴染まないと考えます。 また、原則 5 の「スポーツ事故防止に向けた安全管理について」の追記は、選手及び指導者向けのコンプライアンス教育に関する例であり、「アスリートの健康保持」はコンプライアンス教育の例としては馴染まないと考えます。 上記を踏まえ、原案のとおりとさせていただきます。	2
16	原則 3 P. 27	セルフチェックリストの原則3 9. において「相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確保するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること」が要請されているが、必然的にNFにとって財政負担が伴う。無給を原則とする有識者ボランティアを確保するのも以前に比べ困難となっており、NF執行部の核となる役員の選任に対しNF向けガバナンスコードにより年齢制限や就任期間制限を設けられ、この面からもNFに必要とされる人材の確保も難しくなっている。 こうしたことから、スポーツ庁及び全国スポーツ統轄団体による実態調査を含めた対応が求められると考える。	今後、「スポーツ政策の推進に関する円卓会議」において専門人材の確保に関する支援の在り方について検討することとしているため、頂いた御意見を踏まえ、検討を行ってまいります。	1
17	原則 5 P. 32	新旧対照表のp37, p58にある、「未成年の飲酒・喫煙」を「20歳未満の飲酒・喫煙」と修正すべきである。	御意見のとおり修正させていただきます。	1

No.	どの原則に 対する意見か	主な意見の概要	スポーツ庁の考え方	件数
18	原則 5 P. 32	原則 5【補足説明】（２）のうち、「②人種，信条，性別，性的指向及び性自認，社会的身分等に基づく差別の禁止について」に、「年齢、国籍、文化、言語、民族」についても追加し明記すべき。	原則 5 の補足説明において、「～、社会的身分等」と記載しており、差別の禁止の対象を列挙しているものに限るものではありませんので、原案のとおりとさせていただきます。 なお、本コードは、パラスポーツの中央競技団体も対象としており、その観点から今回「障害」を明示的に追記いたしました。	1
19	原則 5 P. 32	原則 5【補足説明】（２）のうち、「③暴力行為，セクハラ，パワハラについて」を、「（３）（現コードでは丸付き数字）暴力行為，セクハラ，パワハラと人権について」に追記・修正すべき。	暴力行為やハラスメントを行ってはならない理由の前提に人権を守ることは当然に含まれるものと考えておりますので、原案のとおりとさせていただきます。	1
20	原則 7 P. 39～	原則 7 において、財務情報等について適切な開示を求めているが、特に中小の競技団体では、理事やアスリートらが費用を自己負担している例がある。これらの費用負担者に対しても、適切な情報開示や説明がなされるべきである。	費用負担者に対する適切な情報開示や説明は、原則 6 で求める財務・経理の適切な処理の範囲に含まれるものと考えております。今後の統括団体による審査等において促してまいります。	2
21	原則 7 P. 39～	情報開示に関する原則 7 に不祥事発生に際しての情報開示を追加すべきである。	御意見を踏まえ、不祥事対応についての原則を記載している原則12の補足説明に以下の記載を追記いたします。【P. 53】 “また、発生した不祥事の実事関係、処分の内容、根本的な原因及び再発防止策等を、その事案に応じて適時適切に公表することが望まれる。”	1
22	原則 9 P. 44	守秘義務を課すのは窓口担当者だけでなく、相談内容を知りうる者全てを対象にし、そのうえで管理を徹底すべきと考える。	原則 9 の「担当者」は、補足説明において「通報窓口その他通報制度の運営に関わる者」を指す旨説明しておりますので、原案のとおりとさせていただきます。	1

No.	どの原則に 対する意見か	主な意見の概要	スポーツ庁の考え方	件数
23	原則 9 P. 45	原則 9（その他通報制度の構築、運用における留意点）の中に「・通報制度の構築にあたっては、スポーツにおける暴力・ハラスメントその他の人権侵害防止のための組織づくり（スポーツにおけるセーフガーディング）に関する専門的知見を有する者の助言を受けて、制度を構築することも考えられる」といった記載を追記すべきである。	御意見のとおり修正させていただきます。	1
24	原則10 P. 47	原則10（2）を、「処分審査を行う者は、独立性、中立性及び専門性を有すること」に変更すること（「独立性、」を追記すること）が必要である。	独立性の確保については、原則10の補足説明において、経営陣から独立している必要がある旨説明しておりますので、原案のとおりとさせていただきます。	1
25	原則11 P. 49	対象を「利害関係者」にも広げるべきと考える	原則11は、「選手及び指導者等」としており、選手及び指導者だけでなく、利害関係者との間の紛争も含め、迅速かつ適正な解決に取り組むよう求めていますので、原案のとおりとさせていただきます。	1

No.	どの原則に 対する意見か	主な意見の概要	スポーツ庁の考え方	件数
26	原則11 P. 49	1 原則11（１）を以下に修正すべきである 「NFにおけるあらゆる決定について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること」 2 セルフチェックリストの原則11の項目３を、「自動応諾条項の対象事項には、あらゆる決定（代表選手の選考、不利益処分を含む）を対象に含めているか。」に変更した上で、セルフチェックリストの項目１に格上げすべきである 3 NFにおけるあらゆる決定について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めていない場合、適合性審査において「遵守できていない」ものとして評価すべきである。	原則11の補足説明において、NFのあらゆる決定を広く対象に含める旨説明しておりますので、原案のとおりとさせていただきます。 今後の統括団体による審査等において徹底するよう促してまいります。	1
27	巻末 P. 57	「重要性がより高く」と比較を要する表現になっているが、絶対的な指標とすべきであり、「重要性が極めて高く」とするのが適切と考える。	第３回部会の説明で用いた資料を付録として追加したものですので、原案のとおりとさせていただきます。	1

No.	どの原則に 対する意見か	主な意見の概要	スポーツ庁の考え方	件数
28	巻末 P. 70	関係団体の取組に関するリンク集（p. 73以降）においては、以下の各webサイトへのリンクを追加することが望ましいと考える。 ドーピング防止活動の取組 https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop10/list/1372215.htm 「2021Code/教育に関する国際基準の履行に向けた戦略計画」の策定について https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/houdou/jsa_00104.html 公益財団法人アンチ・ドーピング機構公式 webサイト内 アスリート・競技団体向けページ https://www.playtruejapan.org/athlete/member.html	御意見を踏まえ、アンチドーピングに関するリンクを追加いたします。	1
29	全般	スポーツ団体が不適切な運営をしていた場合のペナルティが足りないのではないか。 また、スポーツ団体中には、スポンサーからの資金欲しさに、詐欺まがいの商品の片棒を担いでいるような団体もあるように思う。	頂いた御意見については、今後の政策を検討する上で参考にさせていただきます。	1

No.	どの原則に 対する意見か	主な意見の概要	スポーツ庁の考え方	件数
30	全般	以下の点について、法的根拠が必要と考える。 ・特に規律の必要性の高い業務（代表選手の選考等）について業務規程を定める義務 ・業務規程について、必要な事項の規定がない場合等は、行政庁が業務規程の変更を命令できる権限 ・特に規律の必要性が高い業務を統括管理させるため、団体の管理的地位にあり、行政庁の定める要件を満たす者から業務の統括管理者を専任する義務 ・業務の統括管理者について、業務を怠った場合等に行政庁が解任を命令できる権限 ・特に規律の必要性の高い業務の監督にあたる者に関する国家資格 ・国家資格を有する者を専任する義務 ・地方機関等においても所要の措置が講じられるよう団体が指導する義務 ・行政庁が、以上の規律の実施に必要な限度において、団体に立ち入り、検査できる権限	スポーツ基本法は、スポーツ団体自らの主体的な努力により適正なガバナンスの確保が図られることを期待していると理解されることから、本コードを制定し、NFのガバナンスの確保・向上に向けた主体的な取り組みを促してきたところであり、引き続きスポーツ界における自律的な体制の確立に向けて、関係団体と連携してまいります。	1
31	全般	本文中に「役職者」という単語と「役職員」という単語が混在し、かつ定義が不明である。外部理事の定義など、厳密に解釈しなければならないので、用語を統一するとともに、定義の解説がほしい。	原則2の補足説明にある「役職者」は、「役員又は幹部職員」と改めることといたします。「役職員」は役員（理事及び監事）とそれ以外の職員をさしております。 また、外部理事については、原則2の補足説明において説明しております。	1

No.	どの原則に 対する意見か	主な意見の概要	スポーツ庁の考え方	件数
32	新たな原則の 設置提案	提示された改訂案において「スポーツは・・・社会の活性化・課題の解決に寄与する営みである」「環境配慮や社会課題解決を行うことは、社会・経済活動の前提となっている」と述べられていることも踏まえ、将来にわたって国民がスポーツに親しむことができる環境を維持するために、そしてスポーツの価値の維持・向上のために、気候変動対策を中心とした環境保護の追求を含むサステナビリティの確保に関する観点を追加すべきと考える。	前文において、環境配慮を行うことは、社会・経済活動の前提となっている旨記載しており、当然にNFの活動の前提であると考えております。 他方、本コードは、名称のとおり、NFのガバナンスの確保・向上に向けた主体的な取り組みを促すことを主眼としたものであり、環境配慮等の取り組みを記載することは本コードには馴染まないと考えており、原案のとおりとさせていただきます。	1
33	新たな原則の 設置提案	情報セキュリティに関する原則を設けるべきである。	原則3において、NFの運営等に必要な規程の整備を求めている、情報セキュリティに関する取組もここに含まれるものと考えておりますので、原案のとおりとさせていただきます。	1
34	一般団体向け コード	地方組織は、スポーツ・インテグリティ確保においてNFとは別次元の組織運営体制の状況下にある。地域組織レベルでのスポーツ・インテグリティ確保と向上には、NF向けガバナンスコード原則13によるNFによる対応と同時に、都道府県行政、都道府県スポーツ協会を通じたスポーツ団体ガバナンスコードに関わる情報共有と啓発活動、組織運営への支援と助言、そして多様性確保、コンプライアンスを含む6原則関連の地方レベルでの更なる取組も重要と考える。	本コードはNF向けのものであり、原則13において地方組織等におけるガバナンスの確保等についてリーダーシップを発揮することを求めている、自治体や都道府県スポーツ協会の取り組みについて記載することは馴染まないと考えております。 都道府県スポーツ協会の取り組みについては、日本スポーツ協会を通じて促してまいりたいと考えております。	1